

千種区家具転倒防止ボランティアが お宅の地震対策をお手伝いします



発生が危惧される南海トラフ巨大地震から命を守る備えをしていますか。
千種区では、巨大地震から区民の皆様を守る「家具等の転倒防止」を推進するため、ご家庭の家具転倒防止措置をボランティアが行います。

ボランティアは千種区在住在勤の方で、講習により転倒防止の技術を習得しています。以下の要領で家具転倒防止を希望されるご家庭を募集します。

【募集世帯】

区内在住で以下の要件に該当する世帯

- 1 65歳以上の高齢者がお住まいの世帯
- 2 障がい者の方がお住まいの世帯
- 3 その他ご自身での家具固定が困難と認められる世帯

【内容】

家具転倒防止ボランティア数名が、ご希望宅を訪問して、居間、寝室等の大型家具の転倒防止措置（原則3点まで）を行います。

必要日数は1日～2日です。

【費用】

転倒防止器具（L字型器具など）実費

施工費用は無料

【申込み等】

裏面の申込書に必要事項を記入の上、千種区役所または千種消防署に持参または郵送、ファックスでお申込みください。

【問い合わせ先】 千種区役所総務課 電話 753-1811 Fax762-5044
千種消防署予防課 電話 764-0119 Fax752-1119

家具転倒防止ボランティア派遣事業利用申込書

平成 年 月 日

千 種 区 長
千種消防署長

あて

住所 名古屋市千種区

申請者

(所有者) 氏名

印

電話番号

家具転倒防止ボランティア派遣事業を利用したいので、以下のとおり申し込みます。

利 用 対 象 者	住 所	〒 千種区		
	氏 名	(ふりがな)		
	生年月日	年 月 日 (満 歳)		
	特記事項	当該事業を実施するに当たり下記の条件を承諾します。 (1) 家具転倒防止ボランティアが家具転倒防止金具(L字金具等)、釘又はネジ等を使用し施工を行うこと (2) 器具の取付けにあたり、賃貸等にお住まいの方は、あらかじめ家主(管理者)の承認を得ること (3) 壁の構造や家具の配置状況によっては、家具転倒防止金具が取り付けられない場合があること (4) ボランティアが転倒防止措置をする家具の転倒防止数は、原則3つまでであること (5) 家具の転倒防止に係る金具代等の経費を支払う必要があること。また、作業内容により、見積り金額に変動があること (6) 家具転倒防止金具の取り付けは地震が発生した際の被害の軽減を図るものであり、家具等が万一地震により転倒し被害が発生しても、市及び家具転倒防止ボランティアはその賠償の責任を負わないこと		
住宅の種類 (○を付けてください)		持 家 ・ 借 家 (県営・市営・その他)		
		木造・鉄筋コンクリート・その他		
審査欄	☐ 1. 65歳以上の高齢者がいる世帯 ☐ 2. 身体障害者手帳の交付を受けている方のいる世帯 ☐ 3. 愛護手帳の交付を受けている方のいる世帯 ☐ 4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のいる世帯 ☐ 5. 難病法に基づく特定医療費助成制度により助成を受けている方のいる世帯 ☐ 6. その他 ()		適 否	左記の審査欄に1つでもチェックが入る場合は適合とする。 ☐ 適合 ☐ 否
			作業車両駐車場の有無	☐ あり ☐ なし
添付資料	☐ 写真 ☐ 見取り図 ☐ その他			
確 認	課 長	係 長	担当者	

※申込者の方は太枠の中を記入ください。